

伊勢原市刊行物取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が作成する刊行物の適正な発行と効率的な活用を図るため、刊行物の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「刊行物」とは、本市が作成する図書又は図面（電磁的記録媒体に記録したものを含む。）で、次に掲げるものをいう。

- (1) 年報、統計書及び市の基礎情報に関するもの
- (2) 計画、調査・研究結果に関するもの
- (3) 予算・決算書及び事業概要に関するもの
- (4) 広報紙及び事務事業の内容・手続に関するもの
- (5) 各種地図類及び市の歴史、文化等に関するもの

2 この要綱において「有償刊行物」とは、有償で頒布する刊行物をいう。

(作成及び配付の方針)

第3条 刊行物の作成及び配付に当たっては、すべて明確な行政目的のもとに有効性、経済性及び妥当性を十分に考慮し、最少限の経費で最大の効果を発揮できるようにしなければならない。

2 刊行物を作成する課等の長（次項において「作成課長」という。）は、常にその内容、規格、数量、配付先等を十分検討し、積極的に改善及び効率化を図るとともに、社会経済の動向、市民の要望等に的確に対応するよう努めなければならない。

3 刊行物の作成を庁内印刷で行うときは、作成課長はあらかじめ作成部数、日程等について文書主管課長と協議した上で、清書印刷依頼票に作成部数の積算内訳を記載した資料等を添えて提出するものとする。

(有償の原則)

第4条 刊行物の頒布は、原則としてすべて有償とする。ただし、次に掲げるものは無償とする。

- (1) 庁内及び関係機関等に限り配付するために作成するもの
- (2) 意識啓発を図ることを目的に市民等に配布するために作成するもの
- (3) 事務事業、施策等を周知し、当該事務事業等を円滑に行うことを目的に市民等に配布するために作成するもの
- (4) その他市政情報を提供することを目的に市民等に配布するために作成するもの
- (5) 著作権等の関係から有償とすることができないもの

2 前項の規定にかかわらず、前項第1号から第4号までに規定するものを、本来の配付先以外（第6条に規定する者を除く。）に頒布する場合は有償とする。

(有償刊行物の頒布価格)

第5条 有償刊行物の頒布価格は、印刷に要した経費を作成部数で除して得た額（10円未満は切捨てとする。）を基本とする。

- 2 前項の規定により難しい場合は、刊行物の作成目的、内容類似刊行物の頒布価格等を勘案して定める。
- 3 他の団体と共同で作成した有償刊行物について共通単価を設定する場合は、その単価をもって頒布価格とする。
- 4 増刷の場合は、原則として初刷と同一の頒布価格とする。ただし、増刷に要した経費を増刷部数で除して得た額が、初刷の頒布価格と比して著しく均衡を失う場合はこの限りでない。

(有償刊行物の無償頒布)

第6条 有償刊行物であっても、次に掲げる者に対しては無償で配付することができる。

- (1) 国及び他の地方公共団体
- (2) 公共的団体等及び報道機関等(市政に協力を求める場合及び広報目的で積極的に情報提供する場合に限る。)
- (3) 有償刊行物の作成に当たって資料提供等の協力のあった者
- (4) その他市長が適当と認める者

(有償刊行物の頒布場所)

第7条 有償刊行物の頒布は、当該有償刊行物を所管する課等(次項において「所管課」という。)の窓口及び市政情報コーナーにおいて行うものとする。

- 2 前項の規定により有償刊行物の頒布を市政情報コーナーで取り扱うときは、所管課の長は市政情報コーナー主管課長に文書で依頼するものとする。

(管理方法等)

第8条 刊行物を所管する課等の長は、整理簿を備え、常に配付等の数量及び残数の状況を把握し、適正に管理しなければならない。

- 2 刊行物には、名称、発行年月日、著者・編集者名、発行者名、発行部数、頒布価格(有償刊行物の場合)等を奥付として付すものとする。ただし、記載することが困難な場合又は不相当と認められる場合は、この限りでない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に有償頒布されている刊行物については、この告示の定めるところによる有償刊行物とみなす。
- 3 この告示の施行前に作成された刊行物で、既に無償で配布されたものであっても、この告示の定めるところにより、新たに有償刊行物として頒布することができる。